

「個人情報ってなに？」

おさらい編

エリアバイジャパン 株式会社

情報処理安全確保支援士

池田貴志



# 個人情報情報の漏洩

GDPR

個人情報保護法

生体認証

遺伝子検査

顔認識

ビッグデータ



個人情報ってなに？



# 「個人情報確認テスト」



## 言い訳

私は法律家ではないので、法律上の解釈に関する点については白黒正しいお話しができません。



それでもセキュリティの専門家が  
個人情報保護法について話す訳



## 第1問

SNSを匿名アカウントで運用していたオーナーにつながる、わかる人にだけわかる情報をSNS運営会社の社員がこの程度ならいいだろうと安易に自分個人のSNSで公表してしまった。社員は職務義務違反での処罰は当然だが、名前や住所の情報を公表したわけではないので、個人情報漏洩にはあたらないと考えてよい

正答率91%



# 第1問

「個人情報」とは  
「生存する個人の情報であって（中略）特定の個人  
を識別することができるもの」（法第2条第1項）



第1問の答え

間違い



保管

整理

収集

加工

## 保有個人データ

保有個人データに関する事項の公表等（第24条）  
 開示（第25条）  
 訂正など（第26条）  
 利用停止など（第27条）  
 理由の説明（第28条）  
 開示手続き（第29条）手数料（第30条）

## 個人データ

データ内容の正確性の確保等（第19条）  
 安全管理措置（第20条）  
 従業員の監督（第21条）  
 委託先の監督（第22条）  
 第三者提供の制限（第23条）

## 個人情報

利用目的の特定（第15条）  
 利用目的による制限（第16条）  
 適正な取得（第17条）  
 取得に際しての利用目的の通知等（第18条）  
 苦情の処理（第31条）

特定個人情報

## 個人識別符号

## 要配慮 個人情報

適正な取得  
 （第17条2項）  
 第三者提供の制限  
 （第23条2項）

## 匿名加工 情報

匿名加工情報の作成等  
 （第36条1項）  
 安全管理措置等  
 （第36条2,3,6項、  
 第39条）  
 第三者提供  
 （第36条4項、第  
 37条）  
 識別行為の禁止（  
 第36条5項、第38  
 条）

個人情報ではない情報、統計情報



山田太郎さん



## 第2問

利用している年賀状ソフトのセキュリティアップ  
デートが出ていたのも無視していたら、まずいこ  
とにそのセキュリティ脆弱性をつかれて登録され  
ていた住所録が漏洩した。住所録のデータは個人  
情報であっても、これは**個人の管理上の問題なの  
で個人情報保護法の対象にはならない**

正答率64%



## 第2問

「個人情報保護法」の対象者は  
「**個人情報を取り扱う事業者**の遵守すべき義務等  
を定める」 (法第1条)

「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を**事業の用に供している者**をいう。  
(法第2条5項)



## 年賀状の住所録データが

個人的にお付き合いのある人の情報	OK
仕事上のお付き合いのある人の情報	NG
自治会の会員名簿、同窓会会員名簿	NG

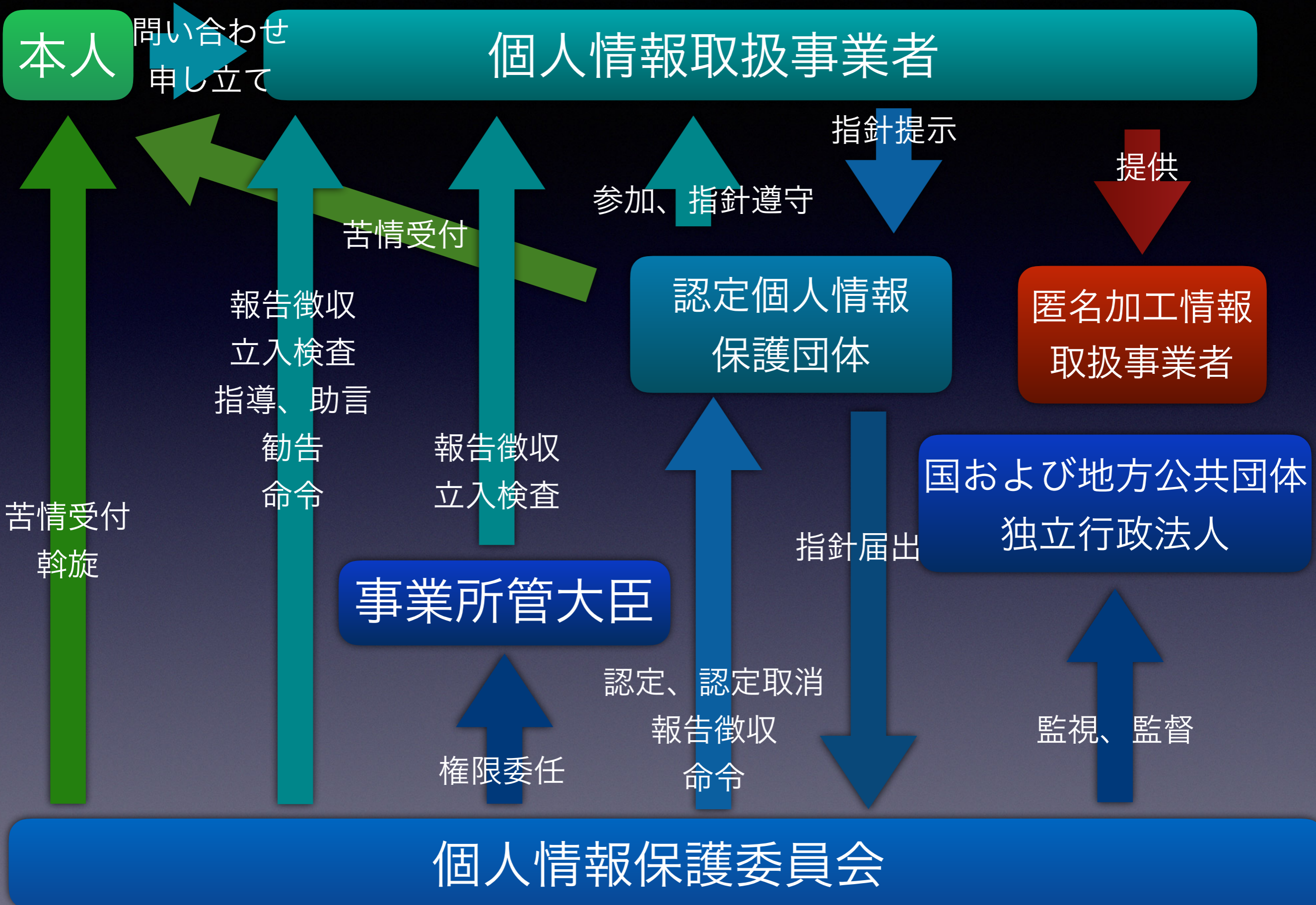


第2問の答え

正しい

けれど間違いになる場合もある







## 第3問

「お客様のサービスの向上のため」という目的で製品利用者にアンケートを取り、回答者の個人情報をデータベース化して保管しているが、**目的を明確にしている**ので問題ない

正答率9%



保管

整理

収集

## 保有個人データ

保有個人データに関する事項の公表等（第24条）  
 開示（第25条）  
 訂正など（第26条）  
 利用停止など（第27条）  
 理由の説明（第28条）  
 開示手続き（第29条）手数料（第30条）

## 個人データ

データ内容の正確性の確保等（第19条）  
 安全管理措置（第20条）  
 従業員の監督（第21条）  
 委託先の監督（第22条）  
 第三者提供の制限（第23条）

## 個人情報 利用目的の特定（第15条）

特定個人情報

利用目的による制限（第16条）  
 適正な取得（第17条）  
 取得に際しての利用目的の通知等（第18条）  
 苦情の処理（第31条）

## 個人識別符号

## 要配慮 個人情報

適正な取得  
 （第17条2項）  
 第三者提供の制限  
 （第23条2項）

## 匿名加工 情報

匿名加工情報の作成等  
 （第36条1項）  
 安全管理措置等  
 （第36条2,3,6項、  
 第39条）  
 第三者提供  
 （第36条4項、第  
 37条）  
 識別行為の禁止（  
 第36条5項、第38  
 条）

加工

個人情報ではない情報、統計情報



## 第3問

個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うにあたっては、その利用の目的を**できる限り特定**しなければならない（第15条）

単に「事業活動」「お客様のサービスの向上」等のように抽象的、一般的な内容を利用目的とすることは、**できる限り具体化したことにはならない**と解される（ガイドライン3-1-1）



# 利用目的を特定する

## 1 利用範囲

共同利用、第三者提供の有無

## 2 対象事業

利用（製品開発に使う、連絡案内に使う）する対象事業を可能な限り列挙

## 3 利用内容

製品搬送、アフターサービス、開発、案内



## 「利用目的を具体化する」とは

事業者が商品の販売に伴い、個人から氏名・住所・メールアドレス等を取得するにあたり、「〇〇事業における商品の発送、関連するアフターサービス、新商品・サービスに関する情報のお知らせのために利用します。」等の利用目的を明示している場合

ガイドライン3-1-1



第3問の答え

間違い



## 第7問

提携先から「御社のDMで弊社の新サービスを宣伝してもらえないだろうか」と相談をもちかけられた。DMの送付先を提携先に渡すわけではないが、DMとして載せられるかどうかは十分な検討が必要だ

正答率100%



## 第7問

「取得の状況から見て**利用目的が明らかである**と認められる場合」本人への利用目的を通知せずに利用しても構わない（第18条第4項）



「取得の状況から見て利用目的が明らか」とは

事例1) 商品・サービスなどを販売・提供するにあたって個人情報を取得する場合で、当該商品・サービスなどの**販売・提供のみを確実に行うため**という利用目的であるような場合

事例2) 交換した名刺の利用目的が**今後の連絡のため**の場合（ただし、**ダイレクトメールなどの目的に名刺を用いることは自明の利用目的に該当しない場合があるので注意を要する。**）

ガイドライン3-2-5



## 第6問

グループ会社間で各社が保管している名刺情報を共有化して営業活動に利用することにした。同じグループ内での利用なので第三者供与にはあたらず問題ない

正答率91%



## 【第三者提供とされる事例】

事例1) 親子兄弟会社、グループ会社の間で個人データを交換する場合

事例2) フランチャイズ組織の本部と加盟店の間で個人データを交換する場合

事例3) 同業者間で、特定の個人データを交換する場合

ガイドライン 3-4-1



第7問の答え

正しい

第6問の答え

間違い



## 第4問

NTTの電話帳から指定地域の住民情報を抜き取りその宛先にダイレクトメールを送るのは、電話帳は公表された情報であり個人データではないから問題ない

正答率55%



## 個人情報データベースに該当しない事例

事例3) **市販の電話帳**、住宅地図、職員録、カーナビゲーションシステム等

ガイドライン 2-4

### 政令第3条（1）

不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行されたものであって、かつ、その発行が法または法に基づく命令の規定に違反して行われたものではないこと。

事例1) 従業員が、自己の名刺入れについて他人が自由に閲覧できる状況に置いていても、他人には容易に検索できない独自の分類方法により名刺を分類した状態である場合



第4問の答え

正しい



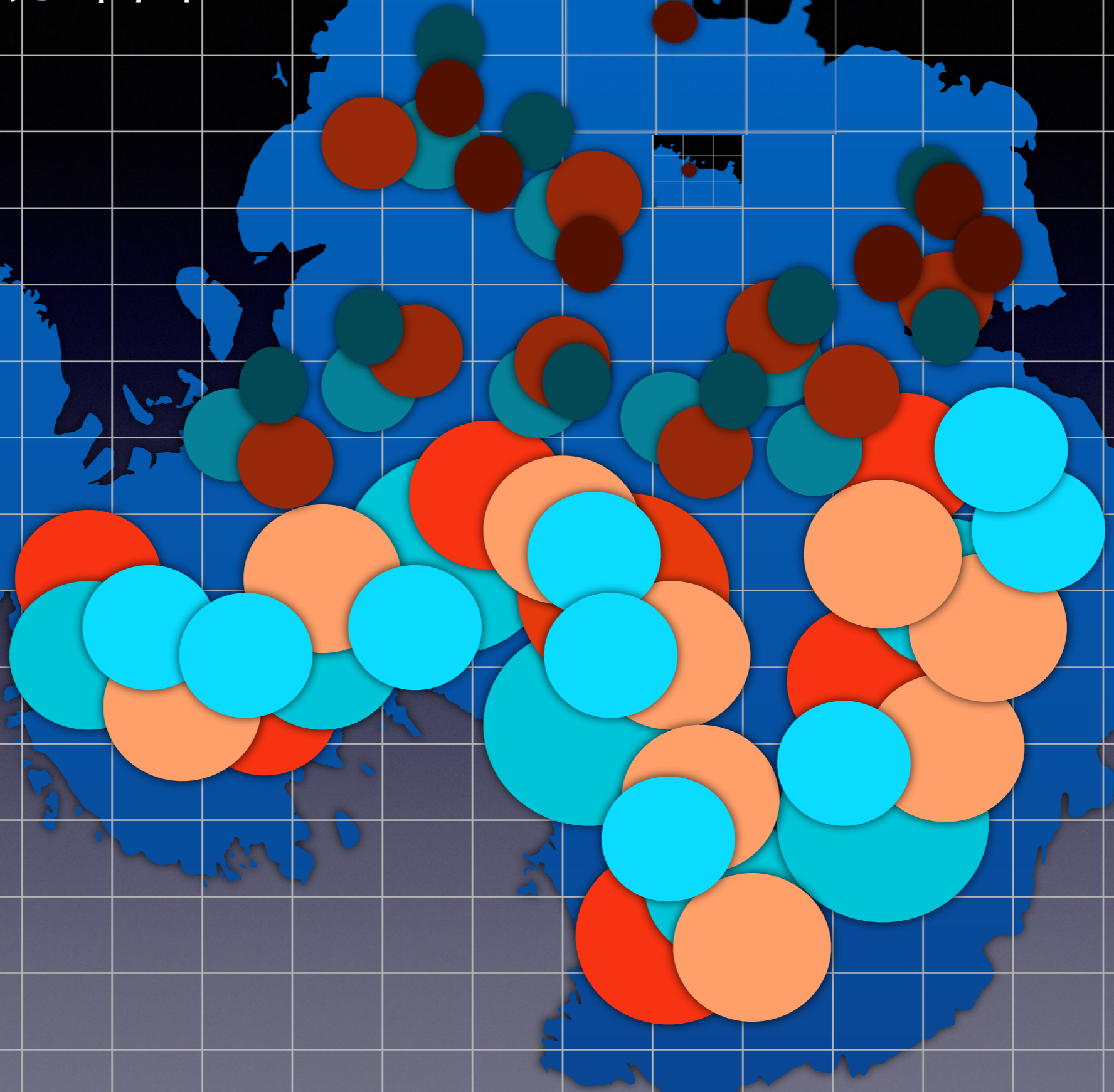
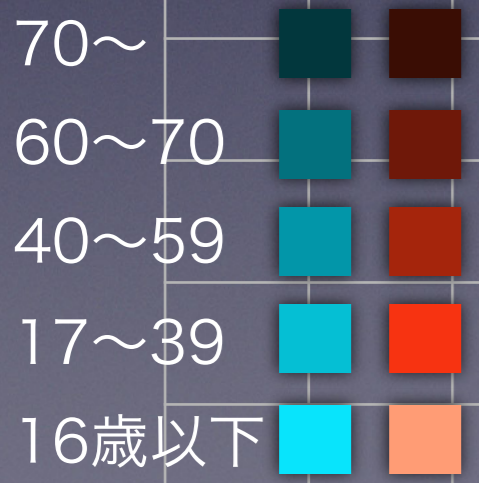
## 第5問

オープンデータの流れに従って、A市では市内各地域を1Km四方のマス目で区切り、その中の住民の人口という形で市の人口分布図を公開したが、氏名も住所も完全に匿名化された情報であり、問題ない

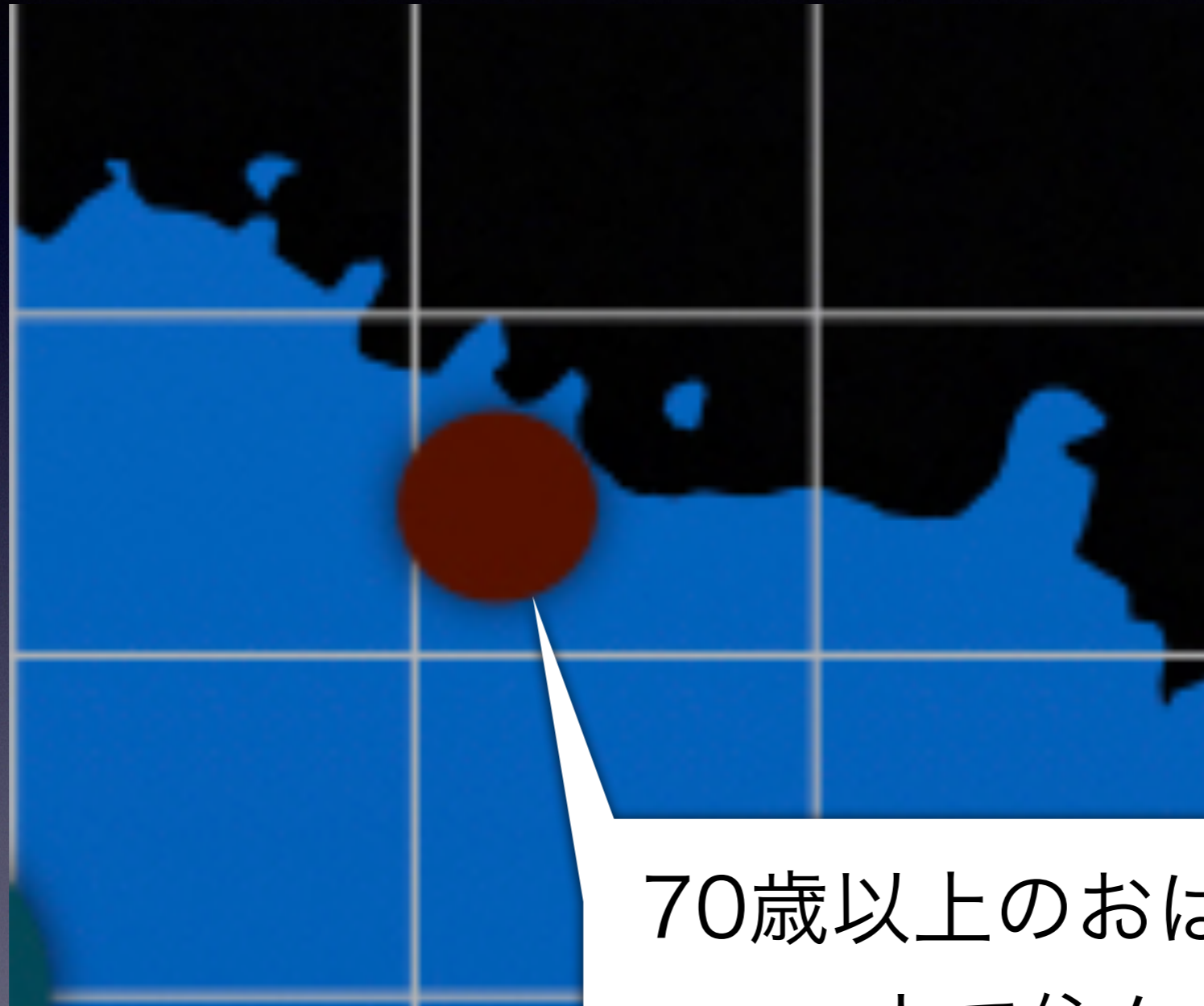
正答率0%



# A市の人口分布図







70歳以上のおばあさんが  
一人で住んでいる



保管

整理

収集

加工

## 保有個人データ

保有個人データに関する事項の公表等（第24条）  
 開示（第25条）  
 訂正など（第26条）  
 利用停止など（第27条）  
 理由の説明（第28条）  
 開示手続き（第29条）手数料（第30条）

## 個人データ

データ内容の正確性の確保等（第19条）  
 安全管理措置（第20条）  
 従業員の監督（第21条）  
 委託先の監督（第22条）  
 第三者提供の制限（第23条）

## 個人情報

利用目的の特定（第15条）  
 利用目的による制限（第16条）  
 適正な取得（第17条）  
 取得に際しての利用目的の通知等（第18条）  
 苦情の処理（第31条）

特定個人情報

## 個人識別符号

## 要配慮 個人情報

適正な取得  
 （第17条2項）  
 第三者提供の制限  
 （第23条2項）

## 匿名加工 情報

匿名加工情報の作成等  
 （第36条1項）  
 安全管理措置等  
 （第36条2,3,6項、  
 第39条）  
 第三者提供  
 （第36条4項、第  
 37条）  
 識別行為の禁止（  
 第36条5項、第38  
 条）

個人情報ではない情報、統計情報



氏名	住所	年齢	性別
山田太郎	A市石阿町4-1	56	男性
御村託也	A市石阿町5-3	56	男性
池上隆子	A市安倍町2-59-3	56	女性

氏名	住所	年齢	性別
1011	A市石阿町	50代	男性
5812	A市石阿町	50代	男性
6936	A市安倍町	50代	女性

町名	～20	20～29	30～39
石阿町	男性x人 女性y人		
安倍町			



第5問の答え

間違い



# JR東日本のSUICA問題

SUICA一枚一枚の改札利用履歴情報を、SUICAが記名式の場合個人名を記号に変えて、日立に販売した



個人情報<sup>の</sup>無断第三者<sup>供与</sup>じゃないかと批判が噴出、JRは匿名化しているので問題ないと説明



批判は収まらず、<sup>オプトアウト</sup>の仕組みを開示



大量の<sup>オプトアウト</sup>請求発生、データの<sup>販売中止</sup>



# 販売されたSUICA情報の想像図

ID		
135429	7:13:25 横浜入	7:40:15 東京出
135429	13:18:43 東京入	13:35:50 新宿出
135429	16:45:20 新宿入	17:02:33 東京入
135429	20:22:15 東京入	20:40:40 横浜出
145228		
169002		



匿名加工情報の作り方は、「個人情報保護委員会規則」の第19条に詳細に書かれている

またガイドライン（匿名加工情報編）に詳細な説明がある



それでもセキュリティの専門家が  
個人情報保護法について話す訳



まもるべき情報

利活用できる情報